

令和8年6月2日

台風6号関連（警戒勧告（第一態勢）発令） [勧告]

気象庁の台風情報によると、苅田港は2日14:00頃、台風第6号の強風域に入る見込みであることから、

警戒勧告（第一態勢）を 6月2日 09:00 発令する。

よって、港則法第39条第4項及び第45条に基づき、以下の事項について実施するよう勧告する。

【一般船舶】

けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること

【はしけその他の小型船】

- ・風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと
- ・係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること

【工事・作業船】

工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること

【その他】

- ・国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ・当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- ・AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。

※指導

工事・作業現場、造船所、岸壁（棧橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、流出防止措置を施すこと。

- 第一態勢時における船舶等が執るべき措置を講じるよう、取り扱い船舶等に周知願います。
- 台風の予想進路を確認しつつ、順次必要な態勢を発令してまいりますので、関係各位におきましても台風情報等に十分注意願います。